

# 雇用保険受給資格者証の見方

◎表面

## 雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号 13100-22-○○○○○○○-○		2. 氏名 オヨウ タロウ	
3. 被保険者番号 ○○○○-○○○○○○○-○	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日 3-○○○○○○○
7. 求職番号			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) ○○銀行 ○○支店			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限	
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間	
22. 離職前事業所名			
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)		

◎裏面

### 【離職理由 11、12、21、22、23、24、25、31、32、33の場合】

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0530	22-012345-6		コヨウ タロウ			次回認定日 06月27日
2		待期満了 待期満了日		040508			
3		040509-0529	21	基本手当	¥○○○,○○○	69	
4							

「040509-0529」「21」とは、認定期間(令和4年5月9日~5月29日)と認定した支給日数(21日)です。

残っている支給日数です。

### 【離職理由 40の場合】(給付制限のある場合)

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0530	22-012345-6		コヨウ タロウ			次回認定日 07月22日
2		待期満了 待期満了日		040508			
3		給付制限期間 040509-040708	708	離職理由 40			
4							

「040509-040708」とは、給付制限を受けた場合に表示され、この期間(令和4年5月9日~7月8日)は基本手当は支給されません。

## 4 基本手当の日額と給付日数は？

求職者給付のうち、失業の状態にある日について支給する手当を「基本手当」といいます。

- (1) **基本手当の日額**は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、**180**で割った金額（賃金日額）のおよそ**80%～45%**になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）。

※ **基本手当の日額は、「毎月勤労統計」の結果に基づき、毎年8月1日に改定されます。**

- (2) 基本手当の日額は、年齢層ごとにも上限が定められています。  
（基本手当の支給対象となる日が令和4年8月1日から令和5年7月31日までの場合）

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
<b>●離職時の年齢が30歳未満または65歳以上の方</b>		
2,657円以上 5,030円未満	80%	2,125円～4,023円
5,030円以上 12,380円以下	80%～50%	4,024円～6,190円 (*1)
12,380円超 13,670円以下	50%	6,190円～6,835円
13,670円(上限額)超	—	6,835円(上限額)
<b>●離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方</b>		
2,657円以上 5,030円未満	80%	2,125円～4,023円
5,030円以上 12,380円以下	80%～50%	4,024円～6,190円 (*1)
12,380円超 15,190円以下	50%	6,190円～7,595円
15,190円(上限額)超	—	7,595円(上限額)
<b>●離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方</b>		
2,657円以上 5,030円未満	80%	2,125円～4,023円
5,030円以上 12,380円以下	80%～50%	4,024円～6,190円 (*1)
12,380円超 16,710円以下	50%	6,190円～8,355円
16,710円(上限額)超	—	8,355円(上限額)
<b>●離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方</b>		
2,657円以上 5,030円未満	80%	2,125円～4,023円
5,030円以上 11,120円以下	80%～45%	4,024円～5,004円 (*2)
11,120円超 15,950円以下	45%	5,004円～7,177円
15,950円(上限額)超	—	7,177円(上限額)

\*1  $y = 0.8w - 0.3 \{(w - 5,030) / 7,350\} w$

\*2  $y = 0.8w - 0.35 \{(w - 5,030) / 6,090\} w$ ,  $y = 0.05w + 4,448$  のいずれか低い方の額

- (3) 基本手当を受けることができる日数の上限は、**離職の日における年齢、被保険者として雇用されていた期間および原則として直近の離職理由**などにより、次ページの表のとおり定められています（これを「**所定給付日数**」といいます）。

### 被保険者として雇用されていた期間

転職等で被保険者であった期間に空白がある場合で、その空白期間が1年以内の場合には、前後の被保険者であった期間を通算します。ただし、過去に基本手当（再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その支給を受けた後の被保険者であった期間のみが通算されることになります。

また、官民人事交流法第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員であった期間および育児休業給付の支給を受けた期間（平成19年10月1日以降）も、所定給付日数を算定する計算から除きます。

# 失業認定申告書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別 11203

① 1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。

ア  した  
イ  しない

4 月	1	2	3	4	5	6	7	5 月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31						

② 2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分）などを記入してください。

収入のあった日	5 月 2 日	収入額	2 0 0 0 円	何日分の収入か	2 日分
収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分

③ 3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

ア  求職活動をした  
イ  求職活動をしなかった

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。

求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
ア 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	5/20	ハローワーク ○○	職業相談の結果、株式会社△△への紹介を受けて、5月23日面接。採否結果待ち。 (5月29日採否通知予定)
イ 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等			
ウ 派遣元事業主による派遣就業相談等			
エ 公的機関等による職業相談、職業紹介等			

(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。

事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
(株) □□産業 (電話番号 03-5253-1111)	5/6	職 訪問	営業	ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他	5月16日 不採用通知有り
(電話番号 )				ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他	

イ 求職活動をしなかった (その理由を具体的に記載してください。)

④ 4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事があれば、すぐに応じられますか。

ア  応じられる  
イ  応じられない

イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。

(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)

⑤ 5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

ア 就 職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 事業所名 ( ) 所在地 (下 ) 電話番号 ( )
イ 自 営	月 日より就職 (予定)	
	月 日より自営業開始 (予定)	

⑥ 雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。

令和 4 年 5 月 28 日  
(この申告書を提出する日) ○○ 公共職業安定所長 殿  
地方運輸局長 殿

受給資格者氏名 雇用 太郎  
支給番号 ( 22-123456-7 )

※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号	2. 未支給区分 (空欄 未支給以外 1 未支給)	3. 待期満了年月日
	4. 支給期間 (初日) 年 月 日 ~ (末日) 年 月 日	5. 内職又は手伝いによる収入 (労働日数) (収入額)	6. 基本手当支給日数
	7. 就業手当支給日数	8. 就業手当に相当する特別給付支給日数	9. 就職年月日-経路
次回認定日・時間	認定対象期間	月 日 ~ 月 日	※連絡事項
月 日 時から 時まで	備 考		取扱者印 操作者印

(あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。)

## ◎ 失業認定申告書には、ありのままを記入しましょう。

記入についての詳しい説明は、雇用保険説明会で行います。

- ① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職・就労、内職・手伝いをした場合は『**ア した**』に○印を付けてください。

失業の認定を受けようとする期間中とは

原則として、前回の認定日から今回の認定日の前日までをいいます。

就職または就労した日 (○)、内職または手伝いをした日 (×)

15ページの要件を参考にして、カレンダーに○印または×印を付けてください。

※ いずれの場合にも、収入の有無にかかわらず、必ず記入してください。

また、就職または就労、あるいは内職または手伝いかの判断がつかない場合には、ハローワーク等の係員にお問い合わせのうえ、記入してください。

- ② 失業の認定を受けようとする期間中に、内職または手伝いをして収入を得た場合、その内職収入、手伝いの謝礼等を受けた日と収入額、その収入が何日分のものであるかを必ず記入してください。
- ③ 求職活動の状況を具体的に記入してください（「求職活動」として認められるものについては16ページ参照）。

具体的な記入要領は次のとおりです。

- 失業の認定を受けようとする期間中に求職活動を行った場合には、(1)欄の該当事項を記入してください。  
(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募した場合には、(2)欄に該当事項を記載してください。
- 離職理由による給付制限を受けていた方は、給付制限後の最初の失業の認定日に、給付制限期間中における求職活動の状況も記載してください。
- (1)欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合に、該当する箇所に○印を付け、「活動日」、「利用した機関の名称」および「求職活動の内容」を具体的に記載してください。  
(イ)～(エ)の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載してください。
- (2)欄の「事業所名、部署」欄には、応募した事業所名と部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記入してください。  
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問等、求人に応募した方法を具体的に記入してください。  
「応募の結果」欄には、例えば「現在採否結果待ち(×月×日採否結果通知予定)」、「×月×日採用(不採用)通知有り」等、その状況を具体的に記入してください。

- ④ ハローワークの職業紹介に応じられる場合には『**ア 応じられる**』に○印をつけてください。紹介に応じられない場合には『**イ 応じられない**』に○印を付け、その理由を裏面8の(ア)～(オ)から選んで○印を付けてください。
- ⑤ 就職が決まった場合には、就職(予定)年月日、就職先事業所等を正確に記入してください(見習い・試用期間等がある場合にはその初日を記入してください)。
- ⑥ 認定日の年月日、支給番号を記入してください。受給資格者氏名欄に、氏名を記載してください。

## 就職または就労とは（失業認定申告書のカレンダーに○印をする場合）

- ① 雇用保険の被保険者となる場合（就職の場合は失業認定申告書の5ア欄にも記入）。
- ② 事業主に雇用され、**1日の労働時間が4時間以上である場合**。  
※契約期間が7日以上雇用契約において週の所定労働時間が20時間以上、かつ、週の就労日が4日以上の場合は、実際に就労をしていない日を含めて就職しているものとして取り扱います。
- ③ 会社の役員に就任した場合（1日の労働時間は問わない）。
- ④ 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として**1日の労働時間が4時間以上である場合**。
- ⑤ ④にあげた活動を行い、**1日の労働時間が4時間未満であったが、それに専念するためハローワーク等の紹介にはすぐに応じられない等、他に求職活動を行わなかった場合**。

※ ①、②、③の場合は、賃金等の報酬がなくても、就職または就労したこととなります。

## 内職または手伝い（失業認定申告書のカレンダーに×印をする場合）

- ① 事業主に雇用された場合、自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、**原則として1日の労働時間が4時間未満**（雇用保険の被保険者となる場合を除く）であった場合。
- ② 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、1日の労働時間が4時間以上だったが、1日当りの収入額が賃金日額の最低額（\*）未満であった場合。

\* 2,657円。この額は毎年8月1日に変更となる場合があります。

※ 内職または手伝いによる収入を得ていない場合でも、内職または手伝いをしたことの申告は必要となります。また、内職または手伝いにより収入があった（**自己の労働によって収入を得た**）場合は、その**収入金額を申告する必要があります**。

## 求職活動実績とは？

仕事探しの方法には、ハローワーク等が用意した各種メニューはもちろん、新聞広告やインターネットでの求人情報の検索や、知人への紹介依頼等、さまざまなものがありますが、基本手当の支給を受けるためには、**客観的に確認することができる仕事探しの実績**が必要になります。この実績のことを「**求職活動実績**」といいます（求職活動実績として認められる活動は次ページ参照）。

基本手当の支給を受けるためには、**求職活動実績として認められる活動を、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間中に、最低2回以上行うことが必要**となります。

また、給付制限がある場合には、この給付制限期間とその直後の認定対象期間をあわせた期間中に、**原則として求職活動実績として認められる活動を最低3回以上**（給付制限期間が2か月の場合は、**最低2回以上**）行うことが必要となります。

## 求職活動実績にはどんなものがあるの？

求職活動実績として認められる主なものは次のとおりです。ハローワークや新聞、インターネット等で求人情報を閲覧した、知人への紹介依頼等は、求職活動実績には含まれません。

- ① 求人への応募
- ② ハローワーク等、船員雇用促進センターが行う職業相談、職業紹介等
- ③ ハローワーク等、船員雇用促進センターが行う各種講習、セミナーの受講
- ④ 許可・届け出のある民間機関（民間職業紹介事業所、労働者派遣事業所）が行う職業相談、職業紹介等
- ⑤ 許可・届け出のある民間機関（民間職業紹介事業所、労働者派遣事業所）が行う求職活動方法等を指導するセミナー等の受講
- ⑥ 公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う職業相談等
- ⑦ 公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講、参加等
- ⑧ 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験等

※ 求職活動実績にあたるかどうか不明な場合は、ハローワーク等にお問い合わせください。

これらの求職活動実績として認められるものは、1日も早い再就職の実現に非常に効果的なものですので、日々の仕事探しの方法の中に、積極的に取り入れるようにしましょう。

なお、申告された求職活動実績については、利用機関等への問い合わせ等により事実確認を行うことがあり、事実と異なる申告は不正受給となる場合があります。

## 基本手当の支払いについて

基本手当は、**失業の認定を受けた後、その認定された日数分**について、あなたの指定した金融機関の預金口座に**振り込まれます**。

なお、預金口座に振り込まれるのは、**失業の認定日の約7日後**となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます）。

また、預（貯）金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

なお、振り込みの名義は「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

### ご注意ください

- ☆ 氏名を変更するときは、通帳の名義を変えただけでは振り込みができませんので、必ず新氏名名義の通帳を添えて、ハローワーク等の係員に申し出てください。
- ☆ 振り込まれた給付金の額について、雇用保険受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。
- ☆ 不明な点は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。

## 就職または事業を開始することが決まったときは？

就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む）または事業を開始することが決まった時は、原則として、就職または事業（事業開始のための準備期間がある場合は準備）を開始する日の前日にハローワーク等に来所のうえ、失業認定申告書により就職の届け出を行い、失業の認定を受けてください。

### 就職の届け出に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 失業認定申告書
- 採用証明書等

なお、再就職手当等の支給要件に該当すると思われる場合には、失業の認定を行った後に支給申請用紙をお渡しします。

- ※ 雇用保険説明会までに就職が決まった(就職日が雇用保険説明会より前の日付)ときは、この「しおり」および説明会に持参するように指示されたものを持参のうえ、就職日の前日にハローワーク等に来所し、就職の届け出を行ってください。
- ※ 就職日より前に認定日が設定されている場合は、その認定日はハローワーク等に来所し、失業の認定を受ける必要があります。
- ※ ハローワーク等に来所のうえ、所定の手続きをしなかった場合、再就職手当等の申請は行うことができませんので、ご注意ください。

## 再就職手当について

基本手当の所定給付日数の3分の1以上の支給日数を残して、安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に、再就職手当の支給を受けることができます。

支給額は、所定給付日数の3分の1以上を残して就職した場合は、支給残日数の60%、所定給付日数の3分の2以上を残して就職した場合は、支給残日数の70%に、基本手当日額を掛けて得た金額になります。

所定給付日数	支給残日数		再就職手当の額
	支給率60%の場合	支給率70%の場合	
90日	30日以上	60日以上	基本手当 日額 × 所定給付日数 × 60% または × の支給残日数 × 70% (※上限有) (1円未満の端数は、切り捨て)
120日	40日以上	80日以上	
150日	50日以上	100日以上	
180日	60日以上	120日以上	
210日	70日以上	140日以上	
240日	80日以上	160日以上	
270日	90日以上	180日以上	
300日	100日以上	200日以上	
330日	110日以上	220日以上	
360日	120日以上	240日以上	

※ 再就職手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

○ 離職時の年齢が60歳未満の方 . . . . . 6,190円

○ 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 . . . 5,004円

(基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります)

再就職手当の支給を受けた場合には、手当の額を基本手当日額で割って得た数に相当する日数分の基本手当の支給を受けたものとみなします。

### 「支給残日数」とは

所定給付日数から、同一の受給資格に基づいて既に基本手当の支給を受けた日数、または、傷病手当、就業手当、再就職手当の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数のことです。

※ 支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

また、給付制限期間中に就職した場合で、支給残日数が給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

## 再就職手当の支給要件

次の①から⑧までの要件を全て満たした場合に、再就職手当の支給を受けることができます。

また、自立したと認めることができる一定の要件のもとに事業を開始された場合にも、再就職手当が支給されることがあります(この場合の支給要件等は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください)。

### 次の要件を全て満たしていることが必要です

①就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること

(支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります) ※支給残日数については、上記の「「支給残日数」とは」を参照。

②1年を超えて勤務することが確実であると認められること

(1年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって、一定の目標達成が条件付けられている場合は「1年を超えて勤務することが確実であること」には該当しません)

③待期満了日後の就職であること

④離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了日後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること

⑤離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと

(資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含みます)

⑥就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと

⑦受給資格決定(求職申し込み)前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと

⑧原則、雇用保険の被保険者要件を満たす条件での雇用であること

(例えば、委任契約、委託契約等については、雇用保険の被保険者に該当しません)

※ 支給決定日からおおむね1週間程度で所定の口座に入金されます。ただし、申請内容の確認結果等によっては、支給の決定を行うまでに時間がかかることもあります。

### 「ハローワーク等の紹介による就職」とは

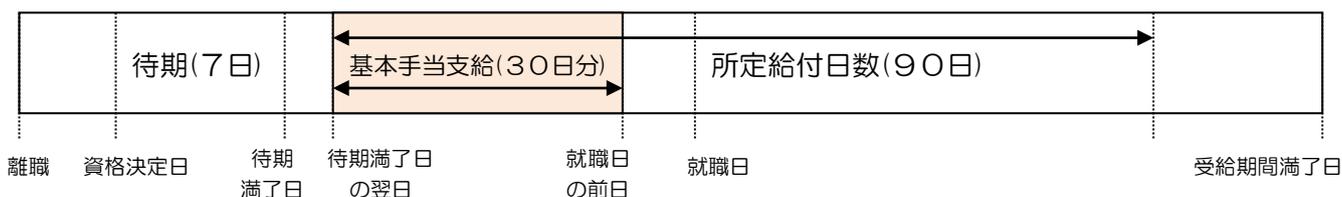
ハローワーク等で紹介を受け、事業所に面接に行き、就職した場合のことをいいます。したがって、ハローワーク等の公開求人や求人情報誌等を見るなどして、ご自身で直接応募して就職された場合には「ハローワーク等の紹介による就職」とはなりません（職業紹介事業者等の場合も同様です）

オンラインハローワーク紹介から求人に直接応募（オンライン自主応募）することができますが、オンライン自主応募は「ハローワーク等の紹介」とはなりません。

## 再就職手当を活用しましょう

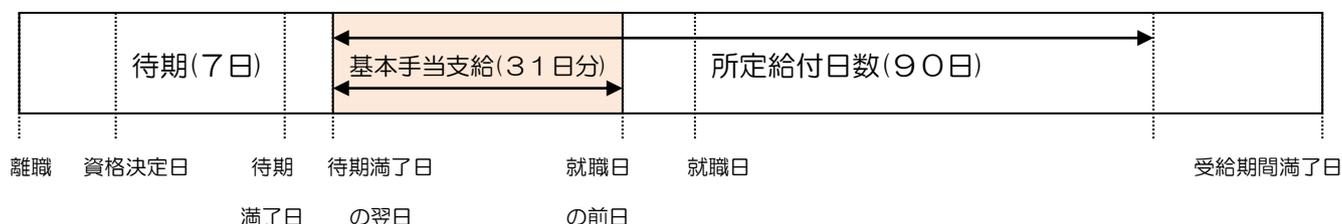
再就職手当は、早期に再就職すると給付率が **60%→70%** にアップします。

- 基本手当日額 4,000 円、所定給付日数 90 日の方が支給残日数 60 日 の時点で就職された場合



- 所定給付日数 90 日に対して、基本手当の残日数が 60 日（3分の2以上）ですので、再就職手当の支給率は **70%** となります。
- 再就職手当の金額は、4,000 円 × 60 日 × **70%** = 168,000 円となります。

- 基本手当日額 4,000 円、所定給付日数 90 日の方が残日数 59 日 の時点で就職された場合



- 所定給付日数 90 日に対して、基本手当の残日数が 59 日（3分の1以上）ですので、再就職手当の支給率は **60%** となります。
- 再就職手当の金額は、4,000 円 × 59 日 × **60%** = 141,600 円